



04 令和4年6月から児童手当制度が変わります ～所得上限額の設定と現況届の廃止～

所得上限額の設定

これまで、一定の所得以上の受給者は、特例給付として児童一人当たり5,000円/月が支給されていましたが、新たに所得の上限額が設定され、上限額以上の方は児童手当の受給権が消滅します。

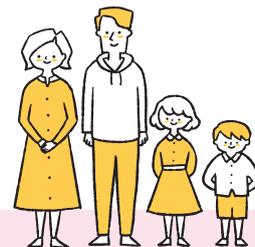
(例)父、母、小学生の3人家族の場合(児童1人+年収103万円以下の配偶者)

主たる生計維持者の所得額	698万円未満	698～934万円	934万円以上
児童手当支給額	1万円/月	5,000円/月	支給なし

※上限額以上の所得により受給権が消滅した方が、所得の減少により支給要件を満たすようになった場合には、新たに認定請求を行う必要があります

現況届の廃止

全ての児童手当受給者は、毎年6月に現況届を提出することになっていましたが、一部の方を除き、現況届の提出が不要となります。



◎引き続き「現況届」の提出が必要な方

- 配偶者と離婚協議中の受給者
- DVにより加害者から避難している受給者
- 児童養護施設等受給者

※令和3年以前の現況届が未提出の方は、過年度分について提出が必要です

現況届の廃止に伴い、6月1日の状況を公簿などで確認できない以下の場合、「変更届」の提出が必要となります。

- 保険証の種類(社会保険・国民健康保険)が、変更となった場合
- 市外に居住する児童の住所が変更となった場合

▶子育て支援課 ☎ 23-3513

田原市職員を募集!(令和5年4月1日採用予定)

一般採用試験(統一試験)

◆第1次試験

期日:7月10日(日)

場所:市役所講堂(南庁舎6階)他

試験内容:教養試験・作文試験(技術職・司書以外)・専門試験(技術職・司書)・職場適応性検査(消防職は消防適性検査)

◆第2次試験

第1次試験の合格者を対象に、面接試験を実施(消防職は体力検査も実施)／期日・場所は後日通知

◆申込方法

受験申込書に必要事項を記入の上、持参または郵送・インターネットにて／募集要項、受験申込書などは市役所人事課・市HPにて／インターネットによる申し込みは市HPで案内

◆受付期間

6月1日(水)～17日(金)／窓口は、平日の午前8時30分～午後5時／郵送の場合は締切日消印有効

※期日・場所などの変更があった場合は市HPでお知らせします。詳しくは市HPまたはお問い合わせください。

▶人事課 ☎ 23-7404



◀市HP

募集職種	採用予定人数	資格要件
事務職	6名程度	平成6年4月2日以降に生まれた方
事務職(障害者対象)	若干名	昭和54年4月2日以降に生まれた方で障害者手帳などをお持ちの方
技術職(土木)	若干名	平成6年4月2日以降に生まれた方
技術職(土木・有資格者)	若干名	昭和54年4月2日以降に生まれた方で1級土木施工管理技士の資格を有する方
司書	若干名	昭和54年4月2日以降に生まれた方で司書資格を有する方または令和5年3月末日までに取得見込みの方
保育職(新卒など)	4名程度	平成9年4月2日以降に生まれた方で保育士資格および幼稚園教諭免許を有する方または令和5年3月末日までに取得見込みの方
保育職(社会人)	若干名	昭和54年4月2日～平成9年4月1日までに生まれた方で保育士資格および幼稚園教諭免許を有し、保育士または幼稚園教諭としての勤務経験が2年以上ある方
消防職	3名程度	平成9年4月2日以降に生まれた方